

論点等整理紙

事業名	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
執行府省庁	経済産業省

事業の概要

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助する。

具体的選定理由

- ・ 予算規模の適正化に課題がある（低調な執行率）。
 - ※ 平成 29 年度公開プロセスでも同様の指摘あり。
- ・ 本事業による企業支援の有効性、事業者の継続性（採算性）の観点からのフォローアップが必要である。（自己負担分の借入返済に困難を抱える事例もあり。）
 - ※ 平成 29 年度公開プロセスでも、事業の採算性、継続性向上のためのモニタリング等の必要性について指摘あり。

論点

- ・ 繰越、不用が大きく、執行率の低調な状態が継続しており、予算規模の更なる適正化が必要ではないか。これまでの具体的な対応を検証したうえで、改善に向けての検討が必要ではないか。
- ・ 支援対象事業者の業績（売上、利益、自己負担分の返済状況、等）の確認等、事業者の継続性の観点で事業をどうフォローアップしているのか。支援の有効性向上のために検討すべき点はないか。
- ・ グループによる復興事業計画の一環として取り組む共同事業について、その進捗を把握し、フォローしていくことが必要ではないか。
- ・ 平成 29 年度公開プロセスで指摘された不正事案への対応として、その後とられた対応と不正の有無の実態。（過大申請か否かのチェック等、補助金の適切な交付のための検証が必要。）

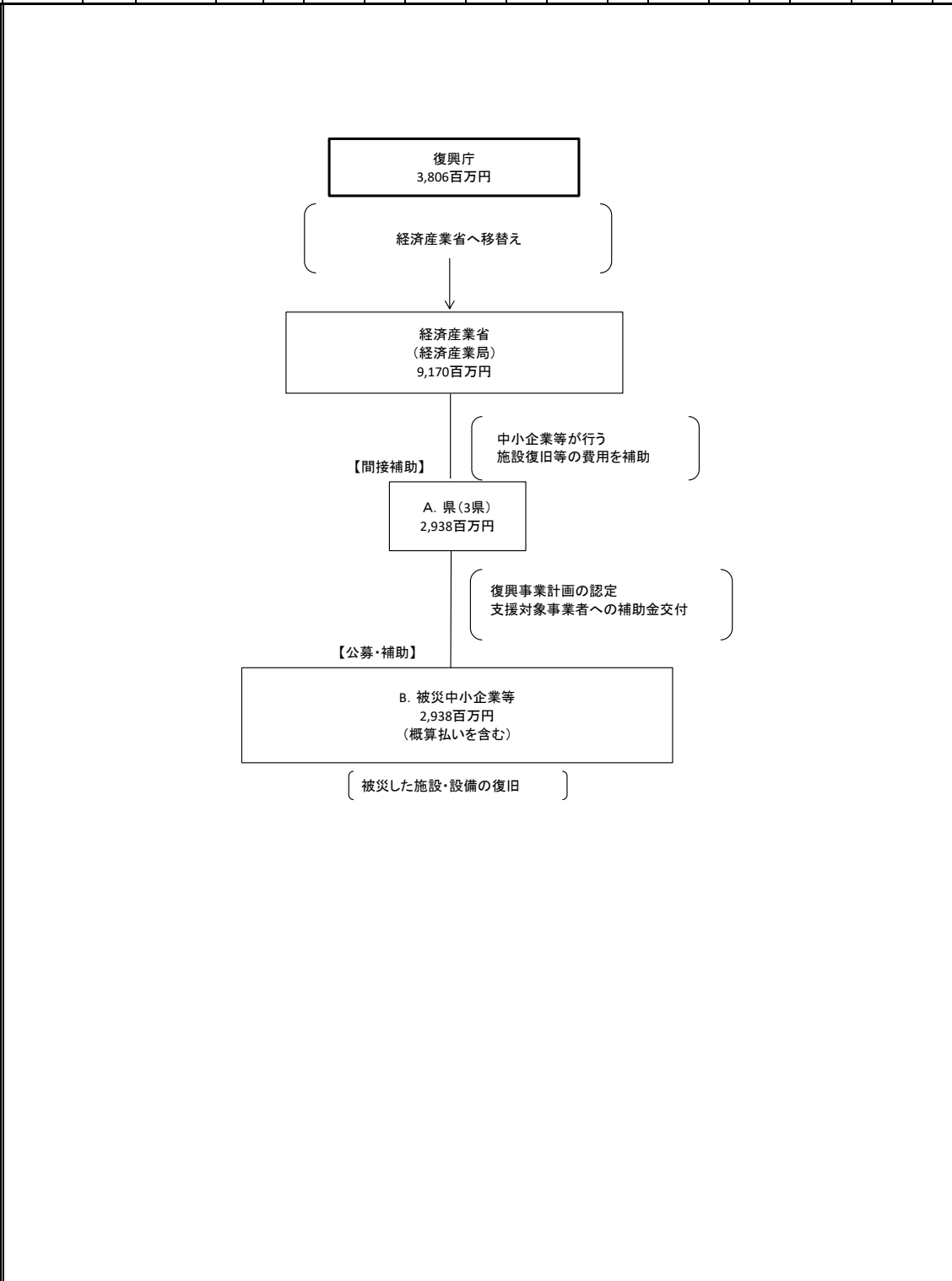
令和5年度行政事業レビューシート			復興庁				
事業名	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業		担当部局庁	復興庁		作成責任者	
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 原 崇	
会計区分	東日本大震災復興特別会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する 計画、通知等	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)			
政策	5 中小企業・地域経済		主要経費	中小企業対策費			
施策	5-2事業環境整備						
政策体系・評価書URL	https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hvoka/2022/jizen/5-2_jizen.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画(県の認定によるもの)に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行う場合に、国と県が補助することによって、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	土地区画整理事業等の公共工事の遅れ等、事業者の責に帰さない事由により復旧を行うことができていない事業者が存在し、引き続きこれらの事業者の復興事業計画に基づく施設等の復旧を支援し、被災地域の復旧及び復興を促進する必要がある。						
事業概要 (5行程度以内)	東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4(うち国が1/2、県が1/4)を補助する。						
事業概要URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/pr/fu/fukko_04.pdf						
実施方法	補助						
補助率等	中小企業等グループに参加する事業者が行う施設費等の復旧費用の3/4(国1/2、県1/4)を補助。						
予算額・執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	14,036	6,428	2,246	2,707	-
		補正予算(B)				-	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	17,933	14,416	6,924	1,137	-
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 14,416	▲ 6,924	▲ 1,137	-	
		予備費等(E)				-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	17,553	13,920	8,033	3,844	-
執行額(G)	10,405	5,304	2,938				
執行率(%) =(G)/(F)	59%	38%	37%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	74%	83%	131%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費			地方公共団体の公共工事の進捗等を踏まえた被災地のニーズによるもの。		
	(目)	中小企業組合等共同施設等災害復旧員補助金	2,707				
		その他		-			
	計(A)	2,707	-				

活動内容① (アクティビティ)	地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設等の整備を行う場合に、原則として国が1/2、県が1/4を補助する。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	中小企業等が施設等の復旧を行う。	補助金交付件数 (中小企業等グループ数)	活動実績 当初見込み	グループ	1	1	-	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
			成果実績	%	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績									
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
			成果実績	%	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績									
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画(県の認定によるもの)に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行うことによって、被災した事業者は早期に事業を再開することが可能となり、地域経済が被災前と同水準にも回復することが考えられることから、長期アウトカムを県から交付決定を受けた事業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県)のうち、売上、経常利益又は雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合が80%になることを目指す。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	県から交付決定を受けた事業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県)のうち、売上、経常利益又は雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合が80%になることを目指す	県から交付決定を受けた事業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県)のうち、売上、経常利益又は雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合	成果実績	%	81	71	77	-	
			目標値	%	80	80	80	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績									
東日本大震災グループ補助金フォローアップ(東北経済産業局)									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
	県から交付決定を受けた事業者が事業再建を果たし、被災地域の復旧及び復興を促進することが事業目的であるため。								

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載		チェック
事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名称	-
	URL	-
	該当箇所	-
事業所管部局による点検・改善		
点検結果	・アクティビティ①について、成果実績について高い水準を維持している状態である。	目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)
	-	
改善の方向性	・アクティビティ①について、引き続き取り組む	
外部有識者の所見		
-		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見		
(選択してください)	-	
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
(選択してください)	-	
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	
	-	
	上記への対応状況	
	-	
	その他の指摘事項	
	-	
上記への対応状況		
-		
備考		
-		

関連する過去のレビューシートの事業番号												
平成23年度	-											
平成24年度	0102											
平成25年度	0143											
平成26年度	0168											
平成27年度	0170											
平成28年度	0164											
平成29年度	0132											
平成30年度	0123											
令和元年度	復興庁	-			0124							
令和2年度	復興庁				0120							
令和3年度	2021	復興	20		0118							
令和4年度	2022	復興	21		0103							

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途 （「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額が 支出されている者について 記載する。費目と用途の 双方で実情が分かるように 記載）	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	中小企業組合等共同施設 等災害復旧費補助金	被災中小企業等への支援	2,715	中小企業組合等共同施設等災害復旧	被災した施設・設備の復旧	946
計		2,715	計		946	

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	宮城県	8000020040002	地方公共団体	2,715	補助金等交付	-	--	
2	岩手県	4000020030007	地方公共団体	222	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社A	-	被災した施設・設備の復旧	946	補助金等交付	-	--	
2	株式会社B	-	被災した施設・設備の復旧	508	補助金等交付	-	--	
3	株式会社C	-	被災した施設・設備の復旧	482	補助金等交付	-	--	
4	協同組合D	-	被災した施設・設備の復旧	198	補助金等交付	-	--	
5	有限会社E	-	被災した施設・設備の復旧	145	補助金等交付	-	--	
6	株式会社F	-	被災した施設・設備の復旧	117	補助金等交付	-	--	
7	株式会社G	-	被災した施設・設備の復旧	112	補助金等交付	-	--	
8	株式会社H	-	被災した施設・設備の復旧	75	補助金等交付	-	--	
9	有限会社I	-	被災した施設・設備の復旧	45	補助金等交付	-	--	
10	株式会社J	-	被災した施設・設備の復旧	41	補助金等交付	-	--	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (グループ補助金)

【説明資料】

令和5年6月9日
中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

事業の背景・位置づけ

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について (令和3年3月9日閣議決定) (抄)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

⑤ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、**事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。**

(2) 原子力災害被災地域

⑥ 事業者・農林漁業者の再建

被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、**施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。**

【参考】「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 (抜粋)

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 (平成28年3月11日閣議決定) (抄)

2. 各分野における今後の取組

(3) 産業・生業の再生

(具体的な取組)

① 産業復興の加速化・被災地域の産業復興を実現するために、**引き続き、被災施設の復旧や企業立地の促進、二重ローン対策、資金繰り支援等**に取り組む。また、民間企業や専門家の知見の活用により、販路開拓、新規事業立ち上げ等の**創造的な事業活動に対して効果的な支援を実施する。**

(4) 原子力災害からの復興・再生

(具体的な取組)

⑤ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】

令和5年度予算額 27.1億円（22.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。

成果目標

- 被災地域の経済・雇用の早期回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等
商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

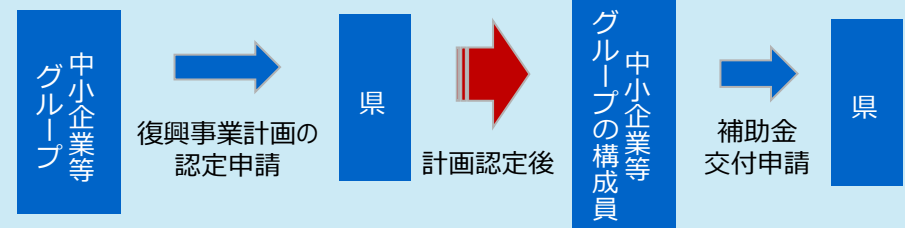
事業イメージ

（1）施設の復旧等

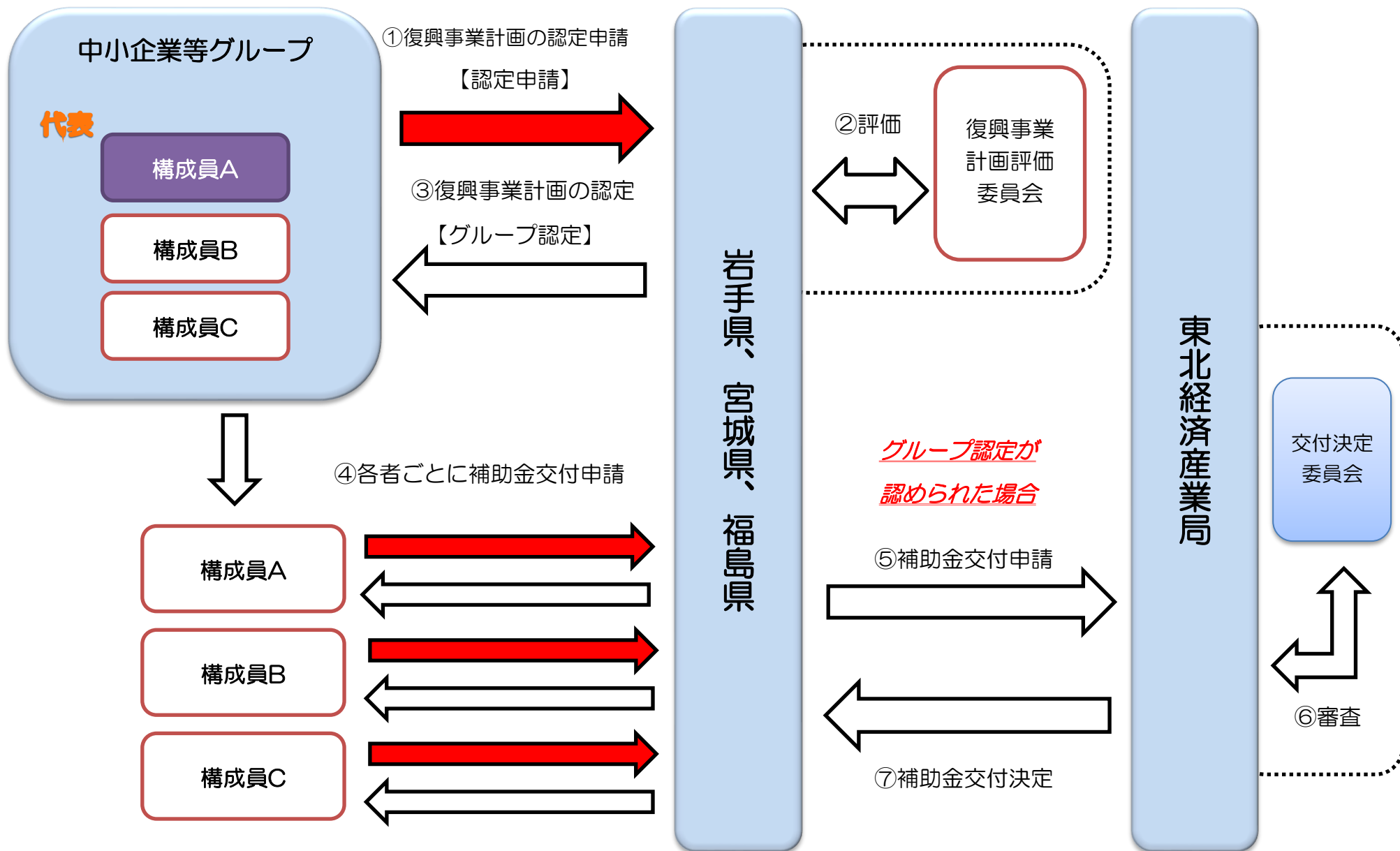
- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設等復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備等」）に要する費用も補助します。

（2）共同店舗の新設や街区の再配置

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。



グループ補助金の手続きと交付の流れ



グループ補助金における繰越しや不用の要因

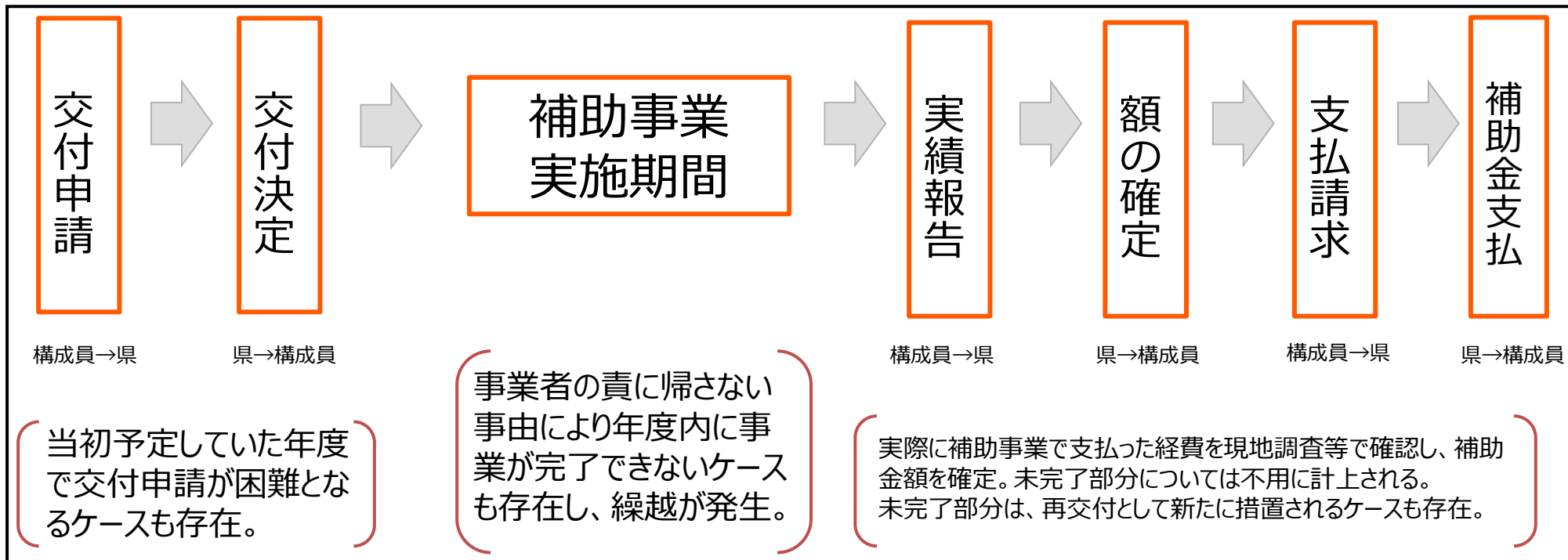
- 公共工事の遅れや一部帰還困難区域の避難指示解除の遅れ等により、当初予定していた年度での交付申請が困難となる場合がある。
- また、復旧事業に着手するものの、復旧工事に必要な資材の不足や公共工事等の遅れ、福島県沖地震による被災などの事業者の責に帰さない事由により、年度内に事業を完了することができず、繰越しや再交付※を行うための不用が発生している。

※再交付とは、一旦補助事業を確定及び廃止し、未完了部分について再度交付決定を行う措置。予算の繰越しには制限があるため、やむを得ない事情により事故繰越しをしても当該年度で事業が完了しない事業者に対し、再交付を措置している。

不用額の抑制策

- 不用額が発生していた理由として、平成27年度までは、復興事業計画が認定された場合、①補助対象となる施設等について、認定後速やかに補助金交付申請する運用であったこと、②補助対象となる施設等が複数存在する場合、一括して申請する運用であったことが考えられる。
- こうした点に鑑み、平成28年度以降は、①復興事業計画の認定後、速やかに補助金交付申請しなくてもよいという運用に、②複数の施設等について一括申請せずともよいという運用に改めた。
- これにより、年度内に復旧出来ないことが明らかな施設等については、事業完了が見込まれる年度に交付申請することが可能になっている。
- 予算要求段階では、このような事業者の責に帰さない事由を予見することや、事業者の交付申請のタイミングを正確につかむことが難しい部分もあるが、引き続き都道府県とも連携して、必要額を精査したうえで予算要求等の対応をしていく。

【参考】グループ認定後の補助事業（被災施設等の復旧事業）の流れ



事業者のフォローアップについて

- 事業者へのフォローアップについては、国や県、商工会等、グループ補助金に関与する主体がそれぞれ以下のような取組を行っている。

【国】

- グループ補助金の主な交付先事業者の雇用の動きや売上の状況、現在の経営課題などを把握するため、**フォローアップ調査を実施**している。
- また、グループ補助金を活用した事業者の自己負担分となる費用について、県の公益財団法人を通じ、長期、無利子の貸付けを実施しており、この貸付けに関しては、個別の事業者の事情に応じたフォローとして、各県の公益財団法人等に対し、**償還が困難な事業者から相談や償還猶予の申請があった場合には柔軟に対応**するよう、周知している。

【県】

- 執行自治体による取組として、例えば宮城県では、みやぎ産業振興機構による**復興企業相談助言事業**において、グループ補助金を活用した事業者に対して、**個別訪問**や**専門家による様々な経営課題への相談助言**を行っている。
- また、福島県では、**中小事業者経営継続支援事業**や**官民合同チームによる事業者支援**において、グループ補助金活用事業者を含めた事業者の**事業継続を支援**している。

【商工会】

- グループ補助金の活用支援等を行う商工会では、経営課題を有する事業者等に巡回を通じて、**各種支援策の活用支援**や**経営相談等**を実施している。

グループ補助金における復興事業計画（共同事業）の位置づけ

- 復興事業計画による共同事業とは、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域に係る復興のため、中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」などを目的に実施する事業である。
- 共同事業は、各グループが**補助金の交付を受けずに自主的に取り組むもの**であり、それぞれのグループ毎に、**地域に貢献することを目的とした事業や販路開拓事業、イベントやキャンペーンの実施**など、様々な事業を実施している。
- グループ補助金は、東日本大震災で被災したグループの構成員がこのような共同事業への参画を含めた復興を図るため、**グループ構成員の被災した施設等の復旧費用に対して補助金を交付**するもの。
- この復興事業計画の実施や補助金を活用した復旧事業は、土地区画整理事業や避難指示など様々な事情により予定どおりに進まないグループや被災事業者も存在するため、**被災事業者の実情に即した柔軟な運用**をしている。

共同事業の具体例

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------|
| ・共同の販路開拓 | ・各種イベントやキャンペーンの実施 | ・人材育成に関する取組 |
| ・商品開発やブランド化 | ・生産性向上に関する取組 等 | |

補助金の適切な執行及び不正への対応

- グループ補助金の執行については、他の補助金全般と同様に、補助金適正化法や当省の補助事業事務処理マニュアル等、**補助金全般に対して規定するルールに基づいて執行**している。
- 不正を行った事業者に対しては、他の補助金と同様に**交付決定の取消**や**補助金の返還**に加え、**刑事告訴やプレス発表等**を行っている。

不正防止策について

- 不正事案防止策としては、現地調査を実施したうえで補助金額の確定や支払いの手続きを行っている。
- また、公募要領等への不正行為防止に関する注意事項等の記載や申請者向けの説明会で説明するなどにより、交付申請事業者に対して注意喚起を行っている。

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（罰則）

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

東日本大震災グループ補助金の制度への要望や拡充

- 事業者や関係団体からの要望等を踏まえ、例えば、平成27年度から「新分野事業」を実施することを可能とした。
- 直近では、一部の団体や自治体等から予算の確保や復興の段階に即した柔軟な運用などの要望もあり、引き続き、新分野事業の活用を含めて、復興の基本方針に基づき、支援を継続することとしている。

新分野事業の内容

- これまで原状回復による復旧が原則であったところを、従来の復旧では事業再開や売上回復が困難な場合、原状回復に要する経費を補助対象経費の上限に、新たな取組を実施するための施設等として復旧することを可能とした。

<新分野事業の例>

- 新商品製造ラインへの転換
- 異業種への展開
- 等

A団体からの要望（令和4年1月） 抜粋

○復旧・復興の段階に即したグループ化補助金制度の柔軟な運用

震災後、被災した多くの事業者の復旧、事業再開を後押しした中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ化補助金）において、復興工事完了後の本格復旧着手、共同店舗の新設などの動きが想定されることから、引き続き十分な予算の確保と復興の段階に即した柔軟な制度運用をされたい。